

第2回協議会資料

- 1 バリアフリー基本構想について
 - (1) バリアフリー基本構想について
 - (2) 重点整備地区, 生活関連施設, 生活関連経路について
 - (3) 重点整備地区とは
 - (4) 生活関連施設, 生活関連経路とは
 - (5) JR 芦屋駅周辺地区の概況
 - (6) JR 芦屋駅周辺地区における重点整備地区, 生活関連施設及び生活関連経路の設定
 - (7) 重点整備地区および生活関連経路 (案)
 - 7 重点整備地区 (案)
 - 7-1 JR 芦屋駅北側 (生活関連経路 (案))
 - 7-2 JR 芦屋駅南側 (市街地再開発事業区域及び生活関連経路 (案))
 - (8) 路線別歩道幅員の状況 (参考)
- 2 まちあるきについて
 - (1) まちあるき (点検調査) の概要
 - (2) まちあるき (点検調査) の内容 (確認事項)
 - (3) タイムスケジュール, 作業イメージ
 - (4) まちあるき (点検調査) チェックシート案

1 バリアフリー基本構想について

(1) バリアフリー基本構想について

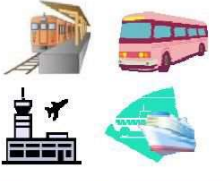




① バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するものです。

また、バリアフリー基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等がよく利用する施設が集積した地区における施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等	道路	路外駐車場	都市公園	建築物
				


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

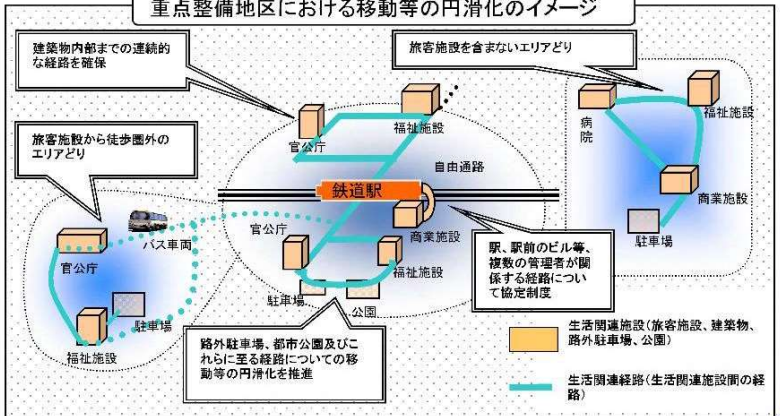
・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度






生活関連施設(旅客施設、建築物、路外駐車場、公園)

生活関連経路(生活関連施設間の経路)

心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



引用(参考)：

国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要」

②バリアフリー基本構想で定める事項

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき以下の内容を明示することが定められています。

項 目	内 容
(1) 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
(2) 重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
(3) 生活関連施設・生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の選定や施設の整備方針など
(4) 市が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	バリアフリーマップ作成やホームページでの情報提供など
(5) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
(6) その他の事項	①ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等） ②市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ③基本構想の評価（スパイラルアップに向けた継続した取組） など

(2) 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について

重点整備地区

旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区
 ⇒「生活関連施設」があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩（概ね10～15分圏）で行われる地区

生活関連施設

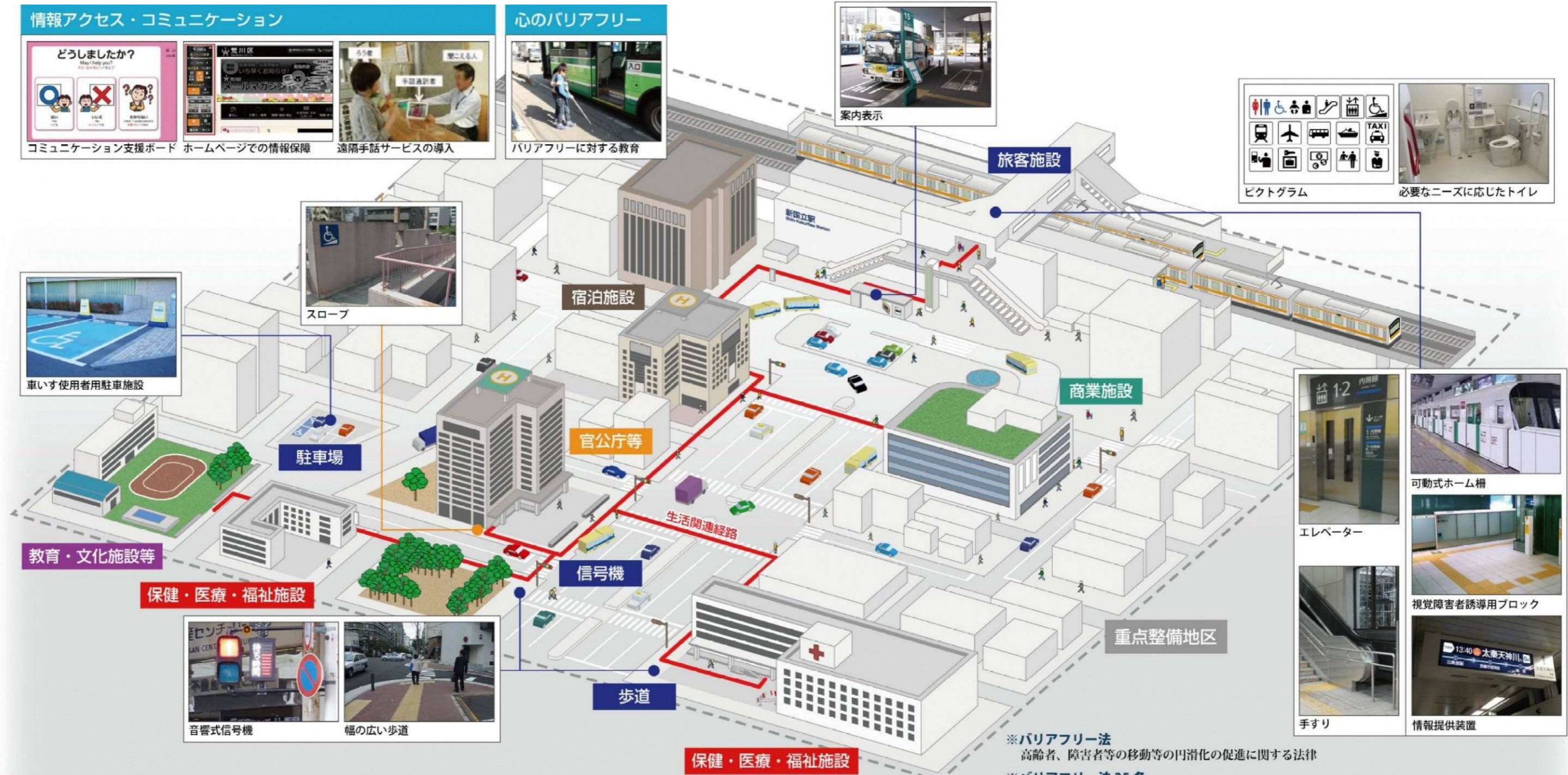
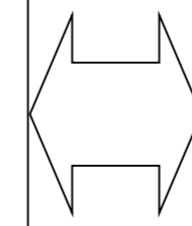
相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等

生活関連経路

「生活関連施設相互の経路」のことで、上に示す「生活関連施設」へ往来する経路や「重点整備地区」を回遊する経路等

心のバリアフリー

施設整備（ハード面）だけではなく、障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等を推進



※バリアフリー法
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※バリアフリー法25条
 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（平成31年3月 国土交通省）

(3) 重点整備地区とは

重点整備地区の要件は、バリアフリー法等において次のように定められています。

【重点整備地区の要件】

要件	バリアフリー法及び基本方針における位置づけ
配置要件	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設のうち特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものがおおむね3施設以上あること 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 徒歩圏内の目安として、地区全体の面積がおおむね400ha未満であること
課題要件	生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー事業が特に必要な地区
	<ul style="list-style-type: none"> 次のような観点から、事業実施の必要性が高いことが総合的に判断される地区であること <ul style="list-style-type: none"> 「バリアフリー施設の整備状況」 「高齢者、障がい者等の移動や施設の利用の状況」 「土地利用や諸機能の集積状況」 「将来の方向性と実現可能性」 「想定される事業の実施範囲」
効果要件	バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
	<ul style="list-style-type: none"> 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図る上で以下の効果が有効かつ適切であると認められる地区 <ul style="list-style-type: none"> 「交通ネットワーク効果」 「都市構造に対する評価」 「福祉のまちづくりに対する評価」 「まちづくり推進に対する評価」 「関連事業に対する評価」 まちづくりの指針を示す上位・関連計画などに位置づけられており、一体的なバリアフリー化の推進が効果的であること <p>【参考】</p> <p>本市では「第4次芦屋市総合計画（後期基本計画）」、「芦屋市都市計画マスタープラン」（第1回協議会資料参照）などにおいて「道路や公園、建物のバリアフリー化を推進する」、「芦屋市総合交通戦略」（同）において「JR 芦屋駅北側においてバリアフリーなどの再整備の必要性を検討する」と目標を掲げており、このような市のまちづくりの指針とあわせて実施することが効果的であることなどが該当します。</p>

(4) 生活関連施設、生活関連経路とは

生活関連施設には相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等を位置づけます。

【生活関連施設の設定方法】

- ① 常に多数の人が利用する施設を選定する
- ② 高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

【想定される生活関連施設】

区分	種類
旅客施設	・ 鉄道駅
官公庁施設	・ 都道府県庁, 市役所・区役所, 役場 ・ 郵便局, 銀行, ATM ・ 警察署 (交番を含む), 裁判所 ・ 市民・地区センター, コミュニティセンター等 ・ 都道府県税事務所, 税務署
福祉施設	・ 総合福祉施設, 老人・障がい者福祉施設等
病院	・ 病院・診療所
文化施設	・ 図書館 ・ 市民会館, 市民ホール, 文化ホール ・ 学校 (小・中・高等学校) ・ 公民館 ・ 博物館・美術館・音楽館, 資料館
商業施設	・ 大規模小売店舗等 ・ 商店街等 (地下街を含む)
その他の施設	・ ビジネスホテル, シティホテル等 ・ 結婚式場, 葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設 ・ 観光施設 ・ 体育館・武道館その他屋内施設 ・ 公園 ・ 路外駐車場

生活関連経路は、生活関連施設への往来する動線や地区の回遊性等に配慮し設定します。

【生活関連経路の設定方法】

- ① より多くの人が利用する経路を選定する
⇒ 利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する
- ② 生活関連施設相互のネットワークを確保する
⇒ 生活関連施設相互の経路やネットワークに配慮する

(5) JR 芦屋駅周辺地区の概況

① 配置要件

JR 芦屋駅は1日平均利用者が56,710人（平成29年（2017年）度）と市内で最も利用者数が多い駅であり、駅周辺地区には駅を中心とした徒歩圏内に多数の生活関連施設が立地しています。

表：駅を中心とした徒歩圏内に立地する生活関連施設




分類	図面位置番号	施設名称
官公庁施設	⑥	市民サービスコーナー（ラポルテ本館）
	⑱	兵庫県芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）
教育施設	①	甲陽幼稚園
商業施設	④	ラポルテ北館
	⑤	ラポルテ西館
	⑥	ラポルテ本館
	⑦	ホテル竹園
	⑧	ラポルテ東館
	⑩	ラリーブ
	⑪	アルパ芦屋
	⑫	モンテメール芦屋本館（大丸芦屋店）
	⑬	ラ・モール芦屋
	⑫	旧宮塚町住宅
サービス施設	⑫	宮塚郵便局
医療・福祉施設	⑨	芦屋セントマリアクリニック
	⑯	老人福祉会館
文化・交流施設	②	大原集会所, 図書館大原分室
	⑭	上宮川文化センター（隣保館, 児童センター）
	⑰	ルナ・ホール
	⑱	芦屋市民センター（市民会館）
	⑳	茶屋集会所
公園・緑地	③	松ノ内公園
	⑮	上宮川公園
	⑳	公光公園
	㉑	大榭公園
	㉒	茶屋公園
	㉔	宮塚公園
駐車場	㉗	モンテメール駐車場

② 課題要件

JR 芦屋駅の現駅舎についてはバリアフリー化が進んでいます。今後は、JR 芦屋駅南地区の市街地再開発事業に合わせたリニューアルを予定しています。

表：JR 芦屋駅駅舎のバリアフリー化の状況

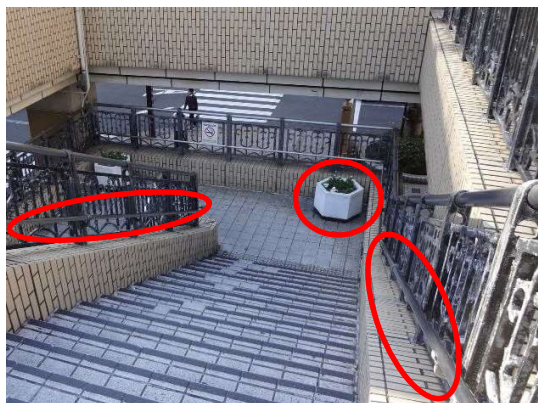
段差の解消		改札口	誘導用ブロック	トイレ	券売機
道路～改札	改札～ホーム			車いす対応	点字対応
○ 南北とも (EV 設置済)	○ (EV 設置済)	○ (幅の広い改 札口設置済)	○ (改札～ホーム)	○ (オストメイト, 乳幼児対応)	○ (対応済)

<p>エレベータ（外部（道路）⇄改札）</p>  <p>南北ともにエレベータ設置済み（写真は南側）</p>	<p>券売機</p>  <p>点字対応済み</p>
<p>改札口</p>  <p>幅の広い改札口を設置済み</p>	<p>駅構内の身障者対応トイレ</p>  <p>オストメイト、乳幼児用設備を設置済み</p>
<p>EV(エレベータ)（改札⇄ホーム）</p>  <p>各ホームに設置済み</p>	<p>誘導用ブロック（ホーム）</p>  <p>ホーム内に誘導用ブロックを設置済み</p>

駅北側では既に市街地再開発事業により、商業施設等の整備に合わせて駅前広場やペDESTリアンデッキ等が整備されているものの、依然として、バリアフリー化が未整備となっている箇所があり、今後、都市機能の増進を図る上でバリアフリー化が必要となっています。

【駅北側】

ロータリー階段



手すりの位置が階段から遠い
花壇により手すりが分断されている



誘導用ブロックの表記誤り
輝度比が小さい（色の識別がしにくい）

ラポルテ本館 EV（エレベータ）



出入口の幅が狭い、出入口の前の勾配がきつい

ラポルテ東館からラポルテ本館へのスロープ



スロープ勾配がきつい

大原町交差点



幅員が狭い（施設へのスロープ、信号機）

大原集会所、図書館大原分室への歩道



歩道幅員が狭い

【駅南側】

上宮川文化センター（隣保館，児童センター）へのアクセス



スロープ勾配がきつい（北側）



歩道幅員が狭い（南側）

大原町交差点へつながる JR 高架下



歩道の勾配がきつい

ルナ・ホールへ至る歩道



歩道の勾配がきつい

ルナ・ホール周辺の誘導用ブロック



輝度比が小さい（色の識別がしにくい）

ルナ・ホール，芦屋市民センター東側の歩道



歩道幅員が狭い
輝度比が小さい（色の識別がしにくい）

駅周辺地区の生活関連施設では、視覚障害者誘導用ブロック、エレベータ、車いす使用者対応トイレなどのバリアフリー化が一定整備されていますが、音声案内や授乳室など依然として、バリアフリー化が未整備となっている箇所も多く見受けられ、今後、都市機能の増進を図る上でバリアフリー化が必要となっています。

表：生活関連施設のバリアフリー化の整備状況

分類	ピクトグラム		官公庁施設			文化・交流施設					公園・緑地		ピクトグラムの説明
			⑥	⑯	⑰	②	⑭	⑰	⑱	㉓	㉔	㉕	
駐車場		駐車場	○	○	○		○	○	○				駐車場がある
		障害者対応駐車区画			○		○	○	○				障害者等が利用できる駐車区画がある
		兵庫ゆずりあい駐車区画		○	○		○		○				障害者等が円滑に利用できる駐車区画がある
敷地内通路 (建物前)		平坦		○									建物の主な外部出入口前が平坦
		段差・階段あり											建物の主な外部出入口前に段差や階段がある
		スロープ			○	○		○	○	○	○	○	建物の主な外部出入口前などにスロープがある
建物の主な 外部出入口		自動ドア	○	○	○	○	○	○	○				建物の主な外部出入口が自動ドアである
		開き戸（手動）											建物の主な外部出入口が開き戸である
		引き戸（手動）											建物の主な外部出入口が引き戸である
トイレ		洋式トイレ	○	○	○	○	○	○	○				洋式トイレがある
		ベビーチェア	○				○	○	○			○	ベビーチェアがある
		おむつ交換台	○	○		○	○	○	○	○	○		乳幼児のおむつを交換できる台がある
		車いす使用者対応トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	車いす使用者が利用できるトイレがある
		オストメイト対応トイレ		○			○	○	○				オストメイト対応トイレがある
		介護ベッド											
誘導案内		視覚障害者誘導用ブロック		○	○		○	○	○	○			敷地内通路や建物内部に視覚障害者誘導用ブロックがある
		音声誘導・音声案内											音声誘導装置や音声案内装置がある
		点字案内板		○		○			○				点字による触知案内板がある
		受付案内所			○	○	○	○	○	○			受付案内所がある
昇降設備		エレベーター	○		○	○	○	○	○				一般用のエレベーターがある
		車いす使用者対応エレベータ											車いす使用者が利用できるエレベーターがある
		点字・音声付エレベータ											点字表示又は音声案内付エレベーターがある
観客席		車いす使用者対応観覧スペース											車いす使用者が利用できる観覧スペースがある
		補聴設備											補聴設備（磁気ループ・赤外線システム等）がある
乳幼児 コーナー		授乳室					○						授乳室がある
		プレイコーナー・託児室											プレイコーナー・託児室がある
その他		車いす貸出し		○			○		○				貸出し用車いすがある
		ベビーカー貸出し											貸出し用ベビーカーがある
		AED		○	○	○	○		○	○			AED（自動体外式除細動器）を設置している

出典：兵庫県及び芦屋市バリアフリー情報 HP

③効果要件


市全体及び JR 芦屋駅のバリアフリー化については次のように位置づけられています。

【第4次芦屋市総合計画（後期基本計画）】

以下に記載（p107）

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる



後期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

（重点取組）

- ① 全ての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ② 安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、景観に配慮した分かりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③ 長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ④ 公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体などからのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替えなどの計画に活用します。
- ⑤ 円滑に市街地を移動できるよう、現地調査などを行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率	%	34.5	↗	46.7
公園施設のバリアフリー化率 (施設誘導園路, 多目的トイレ等の施設整備状況)	%	16.9	↗	56.6
公共建築物のバリアフリー化率 (多目的トイレの整備状況)	%	75.0	↗	79.0

市民主体による取組

- ◆ 点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと

関連する課題別計画

芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）
第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

【芦屋市総合交通戦略】

以下に記載 (p71～74)

第5章 施策展開

基本方針2 まちの魅力を高め都市活力を支える交通環境

施策の方向性 2-① 鉄道駅へのアクセス性・利便性の向上

第5章 施策展開

重点施策

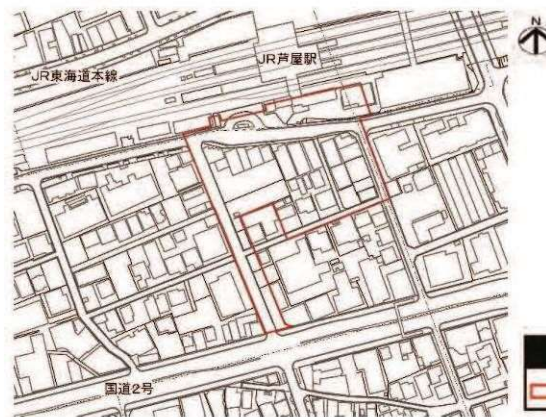
■ JR芦屋駅周辺の整備 【実施箇所：JR芦屋駅及び周辺】

市内でも最も乗降客の多いJR芦屋駅の周辺を整備することにより、周辺地域のみならず市内全域の交通環境の向上を図ります。駅南側において、安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように駅前広場、周辺道路、自転車駐車場の整備をすることにより、バスや自転車の利用環境の向上、徒歩による駅への円滑な移動、駅に送迎する自動車の路上駐停車の解消、など交通結節点機能の向上を図るとともに、住宅・商業・公益施設の整備により都市拠点としての機能向上を図ります。

また、駅北側は、整備されてから30年以上が経過するため、バリアフリー面などの現状の課題を整理し、再整備の必要性を検討します。

JR芦屋駅南地区整備概要

位置図



凡例

市街地再開発事業区域

①立体横断通路の整備

立体横断通路の整備により、歩車分離を図り、駅周辺の歩行者の安全かつ円滑な通行を確保します。

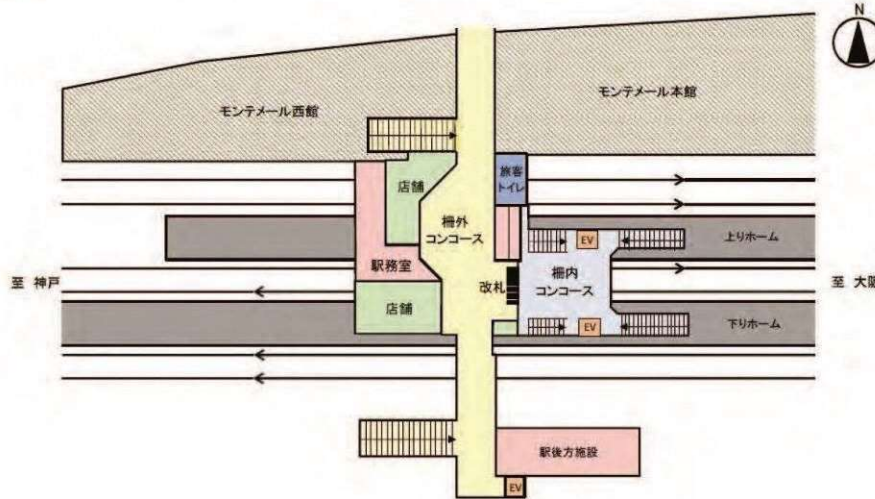
立体横断通路（整備例）



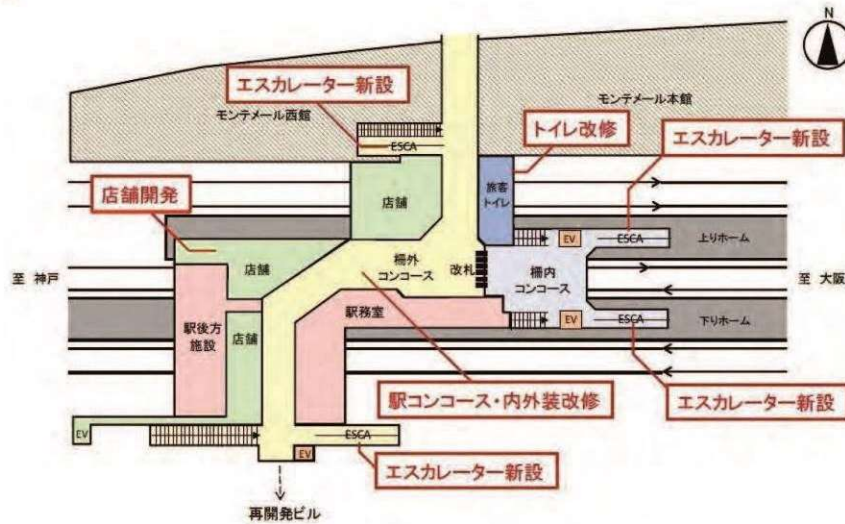
駅舎の改良（JR芦屋駅）

JR芦屋駅南地区の整備に伴いJR芦屋駅の改良工事を計画し、エスカレーターの設置など、駅のリニューアルを推進します。

【現況】



【計画】



資料：JR西日本ホームページ ニュースリリースより



(6) JR 芦屋駅周辺地区における重点整備地区, 生活関連施設及び生活関連経路の設定

JR 芦屋駅周辺地区の概況より, 「JR 芦屋駅周辺地区」において重点整備地区, 生活関連施設及び生活関連経路を設定します。

①重点整備地区の選定理由

本地区において重点整備地区を選定する理由は次のようになります。

【JR 芦屋駅周辺地区において重点整備地区を選定する理由】

- ・ JR 芦屋駅は 1 日平均利用者数が 56,710 人 (平成 29 年 (2017 年) 度) と市内で最も利用者数が多い駅となっています。
- ・ 本地区には市民サービスセンター (ラポルテ本館) などの官公庁施設やルナ・ホール, 芦屋市民センター (市民会館), 大原集会所, 図書館大原分室, 上宮川文化センター, 隣保館, 児童センターなどの文化・交流施設のほか, 駅周辺には商業施設が多数立地しています。
- ・ 駅北側及び駅南側ともに歩道幅員が狭いところや, 勾配がきついところなど, バリアフリー化が未整備となっている箇所があります。
- ・ 第 4 次芦屋市総合計画 (後期基本計画), 芦屋市総合交通戦略などの市のまちづくりの方針においてもバリアフリー化への対応が位置づけられています。

②重点整備地区の設定

本地区における重点整備地区 (案) は次のような考え方により設定します。

【重点整備地区の設定の考え方】

- ・ 重点整備地区は, 市内他駅 (阪急芦屋川駅, 阪神芦屋駅, 阪神打出駅) の徒歩圏域 (各駅を中心に半径 500m 圏内) を考慮し, JR 芦屋駅が生活関連施設への最寄駅と考えられる範囲内で設定します。

③生活関連施設及び生活関連経路の選定理由

本地区内における生活関連施設及び生活関連経路の選定理由は次のようになります。

【本地区における生活関連施設及び生活関連経路の選定理由】

- ・ 生活関連施設 (官公庁施設, 教育施設, 商業施設, サービス施設, 医療・福祉施設, 文化・交流施設, 公園・緑地, 駐車場) は, バリアフリー化を率先して実施するために, 本市が施設設置管理者となる施設を主として, 高齢者や障がい者等が多く利用する公共性の高い建築物や施設を生活関連施設として選定します。また, 既にバリアフリー化が実施されている施設についても, 移動等円滑化の継続的な推進のため, 生活関連施設に選定します。
- ・ 生活関連経路は, 生活関連施設間を連絡する移動経路のうち, バリアフリー化事業を特に推進することが必要と考えられる経路を「生活関連経路」として選定します。

④ 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は次のような考え方により設定します。

【生活関連施設及び生活関連経路の設定の考え方】

- ・生活関連施設及び生活関連経路の設定にあたっては、各種団体や事業者へのヒアリング内容を反映させるとともに、本協議会における検討、協議を踏まえた上で設定します。